

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合 発責 教育・広報部 2022年9月1日 No.516

「現業機関における新たな役割について」に関する申し入れを提出! ~経営側の考えや施策の内容を具体的に解明していく!~

7月14日に経営側より提案を受けた「現業機関における新たな役割について」では「これまで の役割を更に広げる形で新たな役割を設ける」とし「その業務遂行の中心的な役割を担う者を『イ ノベーティブスタッフ』(新設)として指定する」としています。

私たち東日本ユニオンは、この間の各種会社施策の団体交渉を通じて「マネジメントを行う管理者の役割が重要である」と労使で認識を一致させてきましたが、今回の提案では管理者を補佐する主務職の役割を主任職等まで広げるとした「職務内容の拡大である」と認識しています。

提案を受けて以降、私たちは現場視点で組合員と共に議論・検討を行ってきました。組合員から 出された意見や疑問をもとに、施策をより具体的に解明していくため、8月31日、申第2号「『現 業機関における新たな役割について』に関する申し入れ」を経営側に提出しました。

≪申第2号 申し入れ項目≫

- 1.「イノベーティブスタッフ」を新設する目的を明らかにすること。
- 2.「イノベーティブスタッフ」が行う「一般社員の中心として管理者を補佐し、箇所における様々な担務を取りまとめ、価値創造・課題解決に向けた業務を推進する」としている業務内容を具体的に明らかにすること。
- 3.「イノベーティブスタッフ」の業務及び役割と一般社員の業務及び役割の違いを明らかにすること。
- 4.「イノベーティブスタッフ」の業務及び役割と主務職の業務及び役割の違いを明らかにすること。
- 5.「イノベーティブスタッフ」の業務及び役割と副長の業務及び役割の違いを明らかにすること。
- 6.「イノベーティブスタッフ」の業務及び役割とこれまで業務主務が行ってきた業務及び役割の違いを明らかにすること。
- 7. 「イノベーティブスタッフ」の業務及び役割とこれまで企画部門の社員が行ってきた業務及び役割の違いを明らかにすること。
- 8. 現業機関において主任職等が管理者を補佐しなければならなくなった理由を明らかにすること。
- 9.「イノベーティブスタッフ」の指揮命令系統はどの位置に入るのか明らかにすること。
- 10. 各現業機関の「イノベーティブスタッフ」の指定人数及び指定基準を明らかにすること。

- 11.「イノベーティブスタッフ」の指定を「主務職」と「主任職等」とした理由を明らかにすること。 また「主任職等」の「等」を明らかにすること。
- 12.「イノベーティブスタッフ」の勤務指定(勤務種別)について明らかにすること。また、企画業務以外の業務に必要な出面数として算定されるのか明らかにすること。
- 13.「イノベーティブスタッフ」の指定を現業機関に限定した理由について明らかにすること。
- **14.** 「イノベーティブスタッフ」の指定は「新たなジョブローテーション」における担務として見な すのか明らかにすること。
- 15.「イノベーティブスタッフ」の指定はキャリア加算に該当する区分と見なすのか明らかにすること。
- 16. 「イノベーティブスタッフ」の指定を受けた主任職等が主務職に昇職した際の取扱いを明らかに すること。
- 17. 業務主務の指定を受けている社員は、全員「イノベーティブスタッフ」の指定を受けるのか明らかにすること。
- 18. 主務職が在籍する現業機関においても主任職等が「イノベーティブスタッフ」の指定を受ける のか明らかにすること。
- 19. 主務職で二次発令を受けている社員が、同時に「イノベーティブスタッフ」の二次発令を受けることがあるのか明らかにすること。
- 20. 主任職等で二次発令を受けている社員が、同時に「イノベーティブフタッフ」の二次発令を受けることがあるのか明らかにすること。
- 21.「イノベーティブスタッフ」として指定した主務職に教育手当として 42,000 円、主任職等に職務手当として 11,500 円を支給する根拠を明らかにすること。
- 22. 主務職と主任職等で賃金種別を「基準内賃金」と「基準外賃金」に分けた理由について明らかにすること。
- 23. 同一業務にも関わらず、主務職と主任職等で手当の支給額が異なる理由について明らかにすること。
- 24. 実施期日を令和 4 年 10 月 1 日とした理由を明らかにすること。

現場社員の視点から 施策を一緒に考えよう!